## 別紙1

## 行政手続法が適用される(法令に根拠がある)審査基準(申請に対する処分の基準)は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備考	
3001	小学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法(昭和22年法律第26号)	第18条	×ア	30日	教育委員会管理課学校教育係		
3002	指定就学校の変更の承認	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)	第8条	0	10日	教育委員会管理課学校教育係		
3003	区域外就学等の承認	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)	第9条第1項	×ア	20日	教育委員会管理課学校教育係		

<sup>※「</sup>審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

ア:審査基準が法令の定めに尽くされているもの

イ:申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ:あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

1/1ページ 厚岸町 教育委員会管理課

①「〇」 審査基準を設定している。

②「×」 審査基準を設定していない